

答 申 第 3 号

平成21年 2月16日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年9月22日付け環企発第420号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「熊本市環境審議会委員」の公募に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する
異議申立てについて

- | | |
|--------|--|
| 文書等の件名 | 1 応募者全員の応募原稿（住所・氏名等を除く） |
| | 2 応募原稿の5段階評価における「文書表現事例等」の資料 |
| | 3 各応募者に応募原稿を開示して良いかどうかの確認をしない
不作為の法的根拠等資料 |
| | 4 応募原稿に添付した参考資料を審査対象として考慮しなかつ
た法的根拠等資料 |

[諮問第11号]

別 紙

諮問第 1 1 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市環境審議会委員の公募選考における、応募者全員の応募原稿で応募者の住所、氏名等の個人情報を除いたもの（以下「本件文書Ⅰ」という。）、応募原稿 5 段階評価基準の「文書表現事例等」の資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）、応募原稿を各応募者に対し「市民から開示請求があれば、市民の環境啓発に役立つので、開示しても良いかどうか」の確認をしない不作為の法的根拠等資料（以下「本件文書Ⅲ」という。）及び応募原稿に添付した参考資料を審査対象として考慮しなかった法的根拠等資料（以下「本件文書Ⅳ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰについて

条例第 7 条第 2 号該当性について

請求している応募原稿（小論文）は、応募者の住所、氏名等の個人が識別できる情報を除いたものとしており、公表しても個人が特定される情報ではない。

熊本市が個人情報と判断する部分について行政得意の黒塗りしての情報開示をすれば何ら支障はない。

条例第 7 条第 6 号該当性について

応募原稿を開示すれば、「応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、環境審議会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある。」とあるが、公募委員選考での開示請求を隠蔽すること自体が、熊本市と市民との信頼関係を損なうことになると思う。

ほとんどの応募者は、市民を代表して委員会等で堂々と市民の目線で意見陳述、行政

改革等への意識を持った市民がほとんどと思われるし、応募を躊躇する者が出るということが想定されるとはとても思えない。

不開示は、とてもあり得ない。不開示を取消して欲しい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

「熊本市環境審議会委員」に対する公募委員の選考に当たり「良好な環境を未来に引き継ぐために」を共通のテーマとする応募原稿（小論文）の選考に当たり、「（１）非常に優れている（２）優れている（３）普通（４）劣っている（５）非常に劣っている」の評価基準に「文書表現事例等」もなく、「熊本市環境審議会委員」に選考する評価基準制度とはとても思えない。社会通念上は、公平公正な採点評価があるので、不存在はあり得ない。不存在を取消して欲しい。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

協働理念、開かれた市政の推進、効率的で質の高い行政運営等を謳いながら、実質市政運営は行動の伴わない熊本市政なのかと疑わざるを得ない。熊本市の責務として「市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。」と謳っている。

にもかかわらず、応募原稿も公表せず、環境啓発も不作為となっている。現状の熊本市政で、不存在はとてもあり得ないと思うので不存在を取り消して欲しい。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

応募原稿の字数制約を受ける条件の中で、提出された応募原稿内容の深度化を図るためにも熟読参照資料等をA3で17.5枚添付して、応募者の過去、現在、未来における応募原稿の過去の経験見聞からの発露、現在の状況、問題解決等の意見提言等、熊本市政への将来へのこの問題点等に対する解決策等への意見、提言等の添付資料等、熊本市政への参画実績、過去の経験実績による積み重ね資料、熊本市公共事業等環境配慮への方向性への一端の思いを込めた熟読参照資料等の採点評価基準が不存在とはとても思えないので、不存在を取消して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰについて

条例第7条第2号該当性について

応募原稿には、住所、氏名等の個人が識別できる情報を除いても、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、更にはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

応募にあたっては、応募原稿の公開が前提となっていない中、応募者は当該文書を公開することを予想しておらず、こうした情報を公開すると個人識別性のある部分を除いたとしても応募者本人の意思と異なり、個人の人格や個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第6号該当性について

本件文書Ⅰを開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、環境審議会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、一般的な意見しか記述しなくなる、応募を躊躇する者が出るといったことが想定され、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後の同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第6号に該当する。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

評価方法については、「選考基準（モデル）」を基に作成したものであり、「文書表現事例等」の資料（凡例等）については作成していないため存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

公募委員の募集は、公募委員候補者を選考するために実施したものであって、その際、応募原稿の公開を前提に募集したものではないことから、応募原稿を公開するかしないかについて確認する業務自体発生していない。

また、業務を欠落しても良いという市政業務遂行に関する当該法的根拠資料等は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

(4) 本件文書Ⅳの存否について

公募委員の募集に際して、「800字程度にまとめ」応募原稿を提出するように市政だより等に掲載しており、請求者の選考にあたっては応募原稿（1,640字）を各審査項目について評価している。

また、添付資料等を考慮しなかった法的根拠等資料は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについて

本件文書Ⅰは、熊本市環境審議会委員の公募選考における応募者全員の応募原稿である。

記載内容は、応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号及び小論文となっている。

本件文書Ⅱは、応募原稿を評価する5段階評価基準の「文書表現事例等」の資料である。

本件文書Ⅲは、応募原稿を各応募者に対し「市民から開示請求があれば、市民の環境啓発に役立つので、開示しても良いかどうか」の確認をしない不作為の法的根拠等資料である。

本件文書Ⅳは、応募原稿に添付した参考資料等（A3 17.5枚）を審査対象として考慮しなかった法的根拠等資料である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰについて

ア 条例第7条第2号該当性について

応募原稿には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

また、応募者においては、提出した応募原稿が開示されることは予想し得ないことからみるならば、本件文書Ⅰを「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきであり、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

したがって、本件文書Ⅰは条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第6号該当性について

応募原稿が公開されるとなると、応募者の記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなり、更に、応募を躊躇する者、また、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できない。

よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、実施機関が本件文書Ⅰを開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、熊本市環境審議会を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになると認められる。

したがって本件文書Ⅰは条例第7条第6号に該当する。

(4) 本件文書Ⅱの存否について

熊本市環境審議会委員の公募選考における応募原稿の評価基準については、環境審議会の公募委員の選考に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項で選考手続が規定され、選考基準第1項評価方法において選考委員会で決定する「各審査項目を5段階で評価する」旨規定されている。

申立人は、各審査項目の評価の際、5段階評価の目安となる「文書表現事例等」があるべきであるとの主張であるが、大卒の評価基準は要綱及び「選考基準」で規定してある。

評価については、評価基準に基づき採点者の自由な裁量によって判断されるべきものであるから、本件文書Ⅱが存在しないとする実施機関の主張は十分合理的であり、本件文書Ⅱは存在しないと認められる。

(5) 本件文書Ⅲの存否について

実施機関は従来から各種委員を募集し、その際応募者に対し選考資料として応募原稿の提出を求めたことも相当数にのぼっているが、実施機関は従来から応募原稿について公開しない取扱いをしており、特に規定がない限り応募原稿を公開しないことが原則となっている。

また、条例第14条の意見聴取は、第三者の正当な権利利益を保護するために不開示情報に該当するかどうかを適切に判断するための調査であるが、当該情報が不開示情報に明らかに該当するとき又は明らかに該当しないときは行わないこととしており、第三者に対して意見を聴くことを実施機関に義務付けたものではない。

それゆえ、本件文書Ⅲが存在しないとする実施機関の主張は十分に合理的であり、本件文書Ⅲは存在しないと認められる。

(6) 本件文書Ⅳの存否について

熊本市環境審議会委員の公募については、市政だより（平成20年5月号）及び熊本市ホームページ（平成20年4月18日から同年5月21日まで）で、熊本市環境審議会の設置目的、募集趣旨、任期、対象、定員、選考、申込み、問合せ先、募集期限の事項を掲載し公募しており、申込みについては、「良好な環境を未来に引き継ぐために」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を

書いてと記載され、それ以外の提出物の記載は認められない。

申立人は、応募原稿内容の深度化を図るためにも添付資料等も審査の対象とすべきで、添付資料等の採点評価基準が存在とはとても思えないとの主張であるが、もともと添付資料は熊本市環境審議会委員の公募の要件にないものであるから、そもそも審査の対象ではなく、その評価基準がないのはむしろ当然である。

よって、本件文書Ⅳが存在しないとする実施機関の主張は十分合理的であり、本件文書Ⅳは存在しないと認められる。

(7) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝							
会	長	職	務	代	理	者	荒	木	昭	次	郎
委	員	高	木	絹	子						
委	員	田	中	節	男						
委	員	馬	場	啓							

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 9月22日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 10月 7日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 10月23日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 12月 3日	諮問の審議を行った。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
平成21年 2月16日	答申（案）の審議を行った。